

燕市介護職員人材育成事業補助金の概要

1. 目的

市内の介護事業所等に勤務する介護職員が介護サービスを提供する上で必要な資格取得を支援し、介護人材の確保並びに介護職員の定着及び資質の向上を支援する。

2. 補助対象者

申請を行おうとする年度内に初任者研修若しくは実務者研修を受講した職員又は介護福祉士試験に合格した職員を雇用している市内に住所を有する介護サービス事業所（施設）※新設を含みます

3. 補助内容

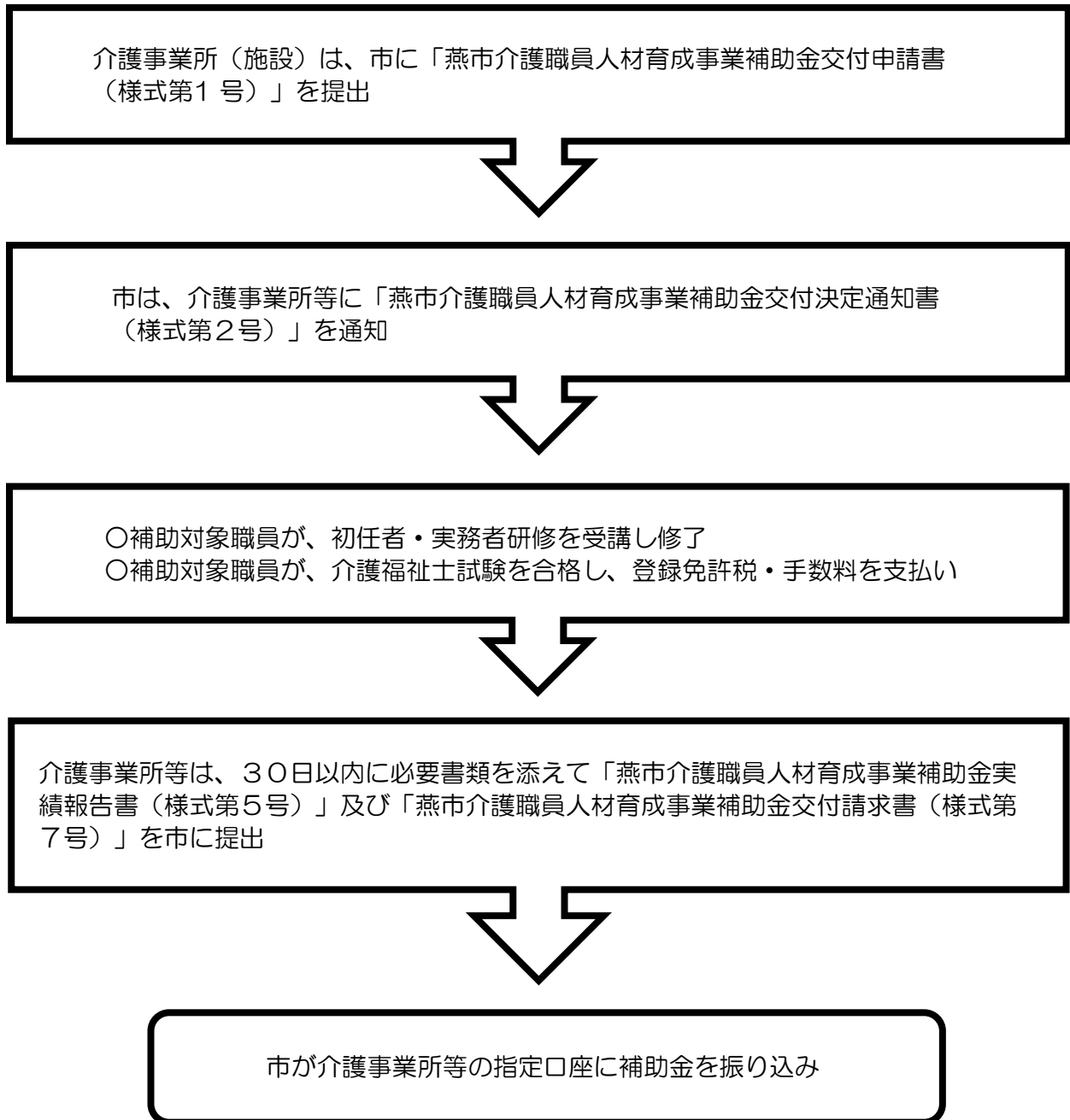
補助対象事業	補助対象事業	補助割合	補助限度額
介護職員初任者 研修受講費助成事業	職員等の研修受講費用 （受講費用に含まれていないテキスト代等は除く）	1 — 2	1人当たり 70,000円
介護職員実務者 研修受講費助成事業			1人当たり 80,000円
介護職員喀痰吸引等研 修受講費助成事業			1人当たり 40,000円
介護福祉士資格 取得費助成事業	職員等の資格取得に係る登録免許税 及び手数料	10 — 10	1人当たり 10,000円

※県の補助事業（現任者向け資格取得支援事業）との併用が可能です。ただし、補助対象経費から県補助金等を控除してください。

4. 補助金交付の要件

- （1）介護事業所（施設）は、研修終了後または資格取得後に、補助金の交付対象となった職員の処遇を改善すること
- （2）介護事業所（施設）は、補助金の交付対象となった職員を3年以内に市外の事業所等に転属させた場合は、補助金の返還対象となります。ただし、当該職員の代替となる職員を配置した場合は、返還対象としません。
- （3）補助金の交付対象となった職員が、3年以内に正当な理由がなく退職した場合は、補助金の返還対象となります。
- （4）申請にあたっては、県の補助事業を優先的に申込みいただくことを推奨します。

5-1. 補助金申請・交付の流れ（喀痰吸引研修・初任者、実務者研修）



※申請後に申請内容等の変更があった場合は、変更承認申請の提出が必要です。

5-2. 補助金申請・交付の流れ（介護福祉士）

令和7年より合格後の交付申請に変更になりました！！

各年3月中旬ごろ：補助対象職員が介護福祉士試験に合格

4月以降：登録免許税・手数料を支払う

介護事業所（施設）は、市へ「燕市介護職員人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）」を提出

市は、介護事業所等に「燕市介護職員人材育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」を通知

介護事業所等は、介護福祉士登録証が届いてから30日以内に必要書類を添えて「燕市介護職員人材育成事業補助金実績報告書（様式第5号）」及び「燕市介護職員人材育成事業補助金交付請求書（様式第7号）」を市に提出

市が介護事業所等の指定口座に補助金を振り込み

・申請後に申請内容等の変更があった場合は、変更承認申請の提出が必要です。
※必要書類は交付申請時、実績報告時で異なります。
詳しくは各申請書に記載されてますのでご確認ください。

【問い合わせ先】

燕市役所 健康福祉部
長寿福祉課 介護保険係
電話：0256-77-8177（直通）